

令和8年8月

長野県警察本部
交通企画課

安管通報 2026

交通事故発生状況（令和8年7月末）

区 分	本年	前年	増減数	増減率(%)	累 計			
					本年	前年	増減数	増減率(%)
件 数 (件)	379	423	-44	-10.4	2,434	2,487	-53	-2.1
死 者 (人)	6	3	3	100.0	25	24	1	4.2
負 傷 者 (人)	442	500	-58	-11.6	2,856	2,948	-92	-3.1
うち重傷者	28	63	-35	-55.6	242	296	-54	-18.2

【長野県】安管選任事業所の交通事故発生状況（令和8年7月末）

区 分	安管選任事業所(第1当)の交通事故発生状況				業務中(第1当)の事故				業務外(第1当)の事故			
	本年	前年	増減数	増減率(%)	本年	前年	増減数	増減率(%)	本年	前年	増減数	増減率(%)
件 数 (件)	516	602	-86	-14.3	284	343	-59	-17.2	232	259	-27	-10.4
死 者 (人)	3	3	0	0.0	2	1	1	100.0	1	2	-1	-50.0
負 傷 者 (人)	617	701	-84	-12.0	338	391	-53	-13.6	279	310	-31	-10.0

TOPIC

変わりました

道路交通法の改正により、令和8年7月21日から「**酒酔い運転**」の要件に「**数値基準**」が新設されました！！

「酒酔い運転」の要件

【改正前】

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態（**数値基準なし**）

5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金

【改正後】

「**数値基準**」を設けて明確化

- 呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上

〈または〉

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態



※「0.5mg/ℓ」未満でも、「**アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態**」と認定されれば「**酒酔い運転**」となります。

「酒気帯び運転」の要件 変更なし

- 呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上



3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金